

# 平成29年度事業計画

## 基本計画

観光は経済成長に資するのみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。国連の「持続可能な観光国際年」にあたる2017年は観光が一層、経済・社会・環境における重要な役割を果たすことを期待されている。

国連世界観光機関（UNWTO）によれば、2016年の世界全体の国際観光客到着数の速報値は前年比4,600万人増の12億3,500万人であるが、その内、アジア太平洋地域の国際観光客到着数は3億200万人となっており、地域別での伸び率で見るとアジア太平洋地域は、8.4%という最も高い伸び率を示している。このことから分かるように、昨今、観光におけるアジア太平洋地域の重要性はますます高まっていると言える。

我が国においても、訪日外国人旅行者数は近年大幅に増加しており、2016年の訪日外国人旅行者数が2,403万9,000人と、初めて2,000万人の大台に突破するなど、観光をめぐる動きは今まで以上に力強いものとなっている。

このような観光を取り巻く現状を踏まえ、UNWTOにおいては、成長が著しいアジア太平洋地域の加盟国・加盟団体等のニーズに応え、同地域におけるより一層の観光振興及び持続可能な観光の実現を図るために、駐日事務所が地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

駐日事務所を巡る動きとしては、UNWTO会計が2014年決算から国際公会計基準が適用されることとなったこともあり、駐日事務所においても国際公会計基準に則った業務手続を踏まえた財務報告を実施している。

2016年6月には、2008年の神戸での開催以降8年ぶりとなった「第28回UNWTOアジア太平洋・南アジア合同地域委員会」が奈良で開催された。これに合わせてUNWTOおよび観光庁との共催で「観光と技術に関する国際会議」が開催され、観光のインフラである日本の鉄道に関する技術や情報通信技術（ICT）を活用した多言語音声翻訳アプリや飲食店における統一されたメニュー標記などを世界に発信した。

このような状況の中で、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の平成29年度計画では、平成28年度に引き続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、UNWTO加盟国のニーズを広く聴取し、駐日事務所によるUNWTOの地域事務所としての活動に対する支援を行い、観光交流促進のための会議開催やMICE振興のための支援、地方公共団体等が行う観光交流促進や持続可能な観光の実現に資する活動を行うこ

ととする。

具体的な基本方針は以下の通り。

## 1. 駐日事務所が、UNWTOの地域事務所として役割を果たすための更なる業務改善や地域事務所としての活動を支援。

UNWTOの地域事務所としての機能強化を図るため、国内外関係者との観光と技術、観光統計、持続可能な観光の促進等観光に関する研究成果の共有、政府関係者、観光業界及び研究者が、観光に関して国内外の関係者と意見交換及び交流する機会の創出、必要な情報提供、及び世界の観光をめぐる動向を踏まえた上での施策立案や観光に関する基礎研究の深化に貢献する。

また、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組みやアジア太平洋地域のニーズに応える教育研修事業の企画・立案、実施の支援を通して、同地域への観光振興への貢献を図る。

## 2. 地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動の支援

UNWTOの地域事務所である駐日事務所が関西圏である奈良県奈良市に所在している意義として、日本が国家体制を整備した文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTOのネットワークを介して奈良から関西、その周辺地域、さらには日本全国、アジア太平洋全域に至る地域を観光目的地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、当財団も駐日事務所の人的ネットワークを活用し、国土交通省観光庁が実施するビジット・ジャパン地方連携事業に参加することで観光目的地としての広報宣伝を行う。具体的には、地元の住民、観光関係者、行政関係者等が自由に参加可能で、観光に関する情報交換や意見交換ができる国際会議の企画立案など、駐日事務所による「地元が開かれた事務所運営」にかかる取組みを支援する。

また、国際交流人材育成のために、高校生、大学生、大学院生、研究者等がUNWTO関連イベントに参加できる機会を積極的に創出し、実際に国際会議の雰囲気を経験してもらうことで、観光やMICEの重要性や国際交流への関心の向上、今後のキャリア形成に向けた意識向上を図る。

以上の基本方針に基づき、今年度は、1) 駐日事務所が実施するアジア太平洋地域(日本国内を含む)における観光振興のための活動に対する支援、及び2) 地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援という2つの軸に事業を展開していく。

## 事業計画

### 第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（4）、（5）、（6）】

#### 1. 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所の活動に資するため、テーマを選定して学術的調査・研究を実施する事業。

- (1) UNWTO Knowledge Network、国連大学、大学等の研究機関や観光産業関係者とのネットワーク形成、研究者データベースの構築や連絡協議会の企画・立案、実施に対する支援

[公益目的支出計画公益目的事業]

UNWTO加盟国・加盟団体等の施策立案能力を深化させるためには、観光と技術、観光統計、持続可能な観光の促進等の分野で理論的な基礎研究と実践の連携が欠かせない。UNWTOが、国連の研究機関である国連大学や他の大学等の研究機関との連携を図りながら、観光に対する新たな視点を提供する取組みを支援する。また、この取組みにおいて、研究者間の連絡協議会の設置の企画・立案、実施を行うことを支援する。

- (2) UNWTO出版物の翻訳刊行、UNWTOが取りまとめた観光統計データやUNWTOにおける研究成果などの情報周知

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOが公表している観光統計に関する情報及び観光全般に関する研究成果を、駐日事務所が適時適切に情報を公表する取組みを支援する。具体的には、観光統計に関して、駐日事務所が、UNWTO Tourism Highlights及びWorld Tourism Barometerの和訳を公開し、国、自治体、観光産業関係者に対して提供する取組み等を支援する。UNWTOが実施している研究成果については、年間20冊程度の出版物が出版されており、駐日事務所が、出版物の概要について情報周知を図る。

#### 2. 観光交流促進支援事業

駐日事務所が国内外で実施する観光交流促進のための観光開発・普及等を支援する事業。

※ここで言う支援とはUNWTO及び共催団体等が実施する観光交流促進事業の準備・調整等に要する人的・財政的支援。

駐日事務所が、平成29年度（2017年）にUNWTOの計画している国際会議の運営支援を行うことは、当財団の主要な業務であり、同駐日事務所がUNWTOの地域事務所として積極的にUNWTO関連の国際会議の企画・立案、実施に関わることを支援する。これらの国際会議を通して、UNWTO加盟国・加盟団体等に対して施策立案に資する観光に

関する様々な研究や取組みに接する機会や議論の場を提供することで、日本を含めた観光関係者の施策検討に資する効果を期待する。

## (1) UNWTO地域合同委員会への参加・運営支援

### ① 第29回東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会への参加・運営

UNWTOでは各加盟国は、地域ごとに設けられている6つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の2委員会は、合同で毎年開催され、UNWTOの加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

- 活動概要：・UNWTO地域合同委員会の運営業務。  
・UNWTOの加盟国、加盟団体等の活動報告・意見交換や個別会談の設定支援。  
・UNWTOアジア太平洋部及び駐日事務所の活動報告。

開催期間：2017年5月15日～17日

場 所：バングラディシュ ダッカ

### ② 第22回UNWTO総会への参加・運営支援

- 活動概要：・UNWTOの最高意思決定機関である総会の運営。  
・加盟国、加盟団体の活動報告・意見交換や個別会談の設定・支援。

開催期間：2017年9月4日～9月9日

場 所：中国 成都

## (2) UNWTO関連の国際会議への参加・運営支援

[公益目的支出計画継続事業1（ロ）]

以下は、UNWTOにおいて現在予定されている国際会議やセミナー等である。UNWTOがアジア太平洋地域で重視しているイベントに関して、駐日事務所による企画・運営に関する活動に対する支援を行う。但し、事業計画はUNWTOにおいても随時見直されるため、会議・イベントの追加やキャンセル等も発生する可能性がある。当財団が支援するUNWTO関連会議・イベントについてはUNWTOと駐日事務所の調整により対応する。

### ① 第6回観光統計に関する国際会議：持続可能な観光の測定

1990年以降から開催されている「UNWTO 観光統計に関する国際会議」によって観光統計の基盤が整備されてきた。加えて UNWTO は国連統計部(UNSD)と連携し、持続可能な観光の測定(MST)の国際的枠組みの策定にむけた取組みを行っている。今回で6回目となるこの会議では、2017年が国連の持続可能な国際観光年となったのを契機に、持続可能な観光の測定に関する課題について議論を行う。

この中で駐日事務所としては持続可能な観光の測定の最新情報を収集し、国内に

発信することを目的とする。

開催期間：2017年6月21日～24日

場 所：フィリピン マニラ

② ツーリズムEXPOジャパン2017(TEJ)

UNWTOとJATAの覚書に基づきアジア最大のJATAツーリズムEXPO2017において基調講演のため来日するUNWTO職員と在京の国連機関との討議、大学関係者との面談等の事前調整を行う。同職員の来日により日本の観光関係者にUNWTOの認知度を高める。

開催期間：2017年9月21日～24日

場 所：東京

③第11回UNWTO/ PATA(太平洋アジア観光協会)観光動向と展望に関する国際会議

本会議は「観光動向と展望」をテーマに、それがもたらす観光政策への影響及び技術、地域、地政学、社会経済の多角的視点から、観光部門の開発と取組みについての議論を行う。駐日事務所は今後の事業企画及び各関係者との連携を目指し、参加者間におけるネットワークの構築の支援を行う。

開催期間：2017年10月

場 所：中国 桂林

④第32回国民文化祭・なら2017／第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会

国際交流事業シンポジウム

当財団の賛助会員の皆様に観光に関するセミナーを開催することにより日頃の賛助会員企業・団体に貢献することを目的として、本年は第32回国民文化祭・なら2017／第17回全国障害者芸術・文化祭（奈良県開催）での国際交流事業として、観光と文化との関わりをテーマに開催する。

開催期間：2017年10月

場 所：奈良県奈良市

⑤UNWTO/WTCF都市観光のパフォーマンス調査に関するワークショップ

北京市が支援団体である世界観光都市連盟（World Tourism City Federation(WTCF)）がイニシアティブをとる会議であり、世界各国の各都市が集まり、観光の現況を調査し議論を行うことを目的としている。会議の成果はWTCFがUNWTOの定める分類を用いて分析し、出版物として発表する予定。今年は無WTOの賛助加盟員である北海道大学が札幌市において会議の主催を予定していることから当事務所は会議の運営を支援する。

開催期間：2017年10月

場 所：北海道 札幌市

#### ⑥UNWTOスノー・ツーリズム国際会議

東北は良質な雪に恵まれており、樹氷は海外からの注目を集め始めている。雪を体験するアクティビティとして、スキー等のスポーツ関連だけでなく、雪旅籠（雪で宿を設営し、ホットワイン等を飲んで楽しんだ後に温泉に入る）等のその地域ならではの新しい雪体験が期待できる。そこで雪を活用した観光地域振興の戦略、成功事例等に関するプレゼンテーションや意見交換を行い、各地（特に山形県及び東北地域）における今後の地域の発展に資することを目的とする。駐日事務所は山形県及びUNWTOと連携しながら、講演者の推薦や、プログラムの内容の技術的協力を行い、会議の企画、調整、実行までの支援を行う。

開催期間：2018年2月

場 所：山形県 山形市

#### ⑦UNWTOアジア太平洋エグゼクティブトレーニングプログラム

駐日事務所が毎年開催しているアジア太平洋地域加盟国観光庁省の高官を対象とした研修プログラム。駐日事務所がアジア太平洋部とともに当プログラムの運営にあたる。

開催期間：2018年3月

場 所：韓国 金浦

### (3) 世界観光倫理憲章の普及・促進事業

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は2001年12月に国連総会において観光産業における主な関係者が、責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択され、各国で普及の取組みが行われている。2011年からUNWTOは同憲章の普及促進のために、「民間部門による世界観光倫理憲章への誓約(Private Sector Commitment to the Global Code of Ethics for Tourism)」を民間企業・団体が署名することにより、世界観光倫理憲章の理念が実現できるように取り組んでいる。日本においても、2014年民間4団体8社が上記誓約に署名を行った。JATAツーリズムEXPOジャパン2015では、世界観光倫理憲章の理念に則った優秀な取組みを行っている会社・団体・個人に対して、『ジャパン・ツーリズム・アワードUNWTO部門賞』が創設された。この審査員として駐日事務所から参画しており、本年もこの世界観光倫理憲章の理念を普及し促進する取組みを支援する。

### (4) 駐日事務所及び駐日事務所に関する情報発信の強化

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

- ① UNWTOや国連情報センターのウェブサイト、ソーシャルメディアを通じた情報発信の強化

UNWTOや国連情報センターにおいて、ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した情報発信を活発に行っており、これらの既存の情報発信スキームを活用したUNWTO及び駐日事務所の事業に関する情報発信の強化を引続き支援する。

② UNWTO、駐日事務所における報道発表、UNWTOアジア太平洋ニュースレターを通じた情報発信の強化

アジア太平洋地域におけるUNWTOの活動を周知するために、韓国のKyung Hee大学が編集を行っている「UNWTOアジア太平洋ニュースレター」がある。この情報誌は、アジア太平洋地域に留まらず、観光関係者にUNWTOの活動を周知するために広く活用されており、駐日事務所が、このニュースレターとの更なる連携強化を図り、UNWTOのアジア太平洋地域における活動に関する情報発信を強化することを支援する。

③ 関空旅博への出展

今回で13回目の開催となり、昨年は41,000人の来場者があった西日本最大の旅行イベントにおいて案内ブースを構え、駐日事務所及び当財団の賛助加盟団体の活動を紹介する。

(5) 駐日事務所におけるボランティア、インターンの受入事業

[公益目的支出計画継続事業1(ロ)]

駐日事務所が、UNWTO関連業務を遂行するにあたり、英語による発信力の確保や観光に関する調査研究、最新の動きについての情報収集力を確保するとともに、駐日事務所の活動へ参加する機会を提供することにより観光人材の育成に貢献するために、ボランティアやインターンの積極的な受入を図り、観光振興の裾野を広げる取組みを支援する。

(6) UNWTO加盟国・加盟団体等のニーズに応える教育研修事業やセミナー開催等の企画・立案、実施に対する支援

[公益目的支出計画継続事業1(ロ)]

UNWTO関係国際会議での情報収集やUNWTOに対する加盟国・団体等の要望や要請を踏まえ、駐日事務所がUNWTOアジア太平洋部や持続可能な観光開発(Sustainable Tourism Development)等、UNWTO本部の関係部署と連携し、UNWTO加盟国・団体等のニーズに応える教育研修事業やセミナー開催を企画・立案、実施することに対して支援する。

(7) 高校・大学に対する積極的な講師派遣

京都大学、北海道大学、和歌山大学、立教大学、及び松蔭大学等のUNWTOアフィリエイトメンバーを始め、その他大学、高校、研究機関、観光団体における世界観

光機関の活動、サステイナブルツーリズムに関する講義に対して、職員を積極的に派遣し、国連及びUNWTOの活動に関する理解増進、若年層の国際感覚の涵養への貢献及びキャリア形成への支援を実施する。

## 第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援

【当財団定款第4条（3）、（7）】

### 1. ビジット・ジャパン地方連携事業への参加

当財団に支援を頂いている自治体と連携し、ビジット・ジャパン地方連携事業に参加する。

### 2. 国際交流サロンの運営

駐日事務所及び当財団の事務所に隣接している国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、毎週定例会やイベントを開催し、奈良県下の留学生を中心に国際交流が図られている。平成29年度においても、引続き国際交流イベントの実施の支援や国内及び国外の観光情報の提供に努める。

### 3. 国際人材育成支援事業

国内外の高校、大学、研究機関、観光関連団体と連携し、観光に関心を持っている高校生・大学生・大学院生・研究者等がUNWTOの活動に関して理解を深めることができるような講義や、UNWTO関連イベントへの参加の機会を積極的に創出する。

### 4. 当財団の広報宣伝活動

当財団の活動をより広く、よりタイムリーに周知を行うために、本年度も引き続き、持続可能な観光開発の重要性に関する理解を深められる情報発信を行う。

(以上)